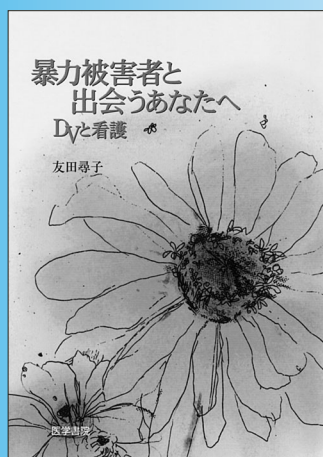


女性と子どもの命，人権を 真剣に考えている保健師必読

【評者】徳永雅子 徳永家族問題相談室

暴力被害者と出会うあなたへ DVと看護

友田尋子（著）



定価 2,100 円 (本体 2,000 円 + 税 5%)
A5判, 156 ページ
医学書院 (Tel.03-3817-5657)

本書は、看護師による医療看護職のためのドメスティックバイオレンス (DV) の指南書である。DV の定義から始まり、なぜ DV が公衆衛生の課題なのか、その病理性の問題によって安全に保護する難しさがあることや日常の看護ケアのなかで被害に気づくことの重要性、および援助過程について、事例を交えながら展開しているので、実践の場でも活用できると思われる。

被害者 (バタードウーマン) は、自ら「夫から殴られた」とは語らない。青アザや骨折などで受診してきても実情にはふたをして相手をかばい、責任は自分にあると言う。そのとき医療看護職はどう気づき、何を伝え、どう聞き取りをすればいいのか、医療や保健の現場では、知識と感性そして経験も要求される。危険を察知する感性が高くないと被害者の相談や救出はできない。また DV 相談には油断と安易なアセスメントも許されない。相談を受ける側も心身ともに健康でなければと思う。本書では、その点を医療機関としてできること、援助者の二次被害防止、燃えつき症候群にならないような暴力との向き合い方の注意点など参考になる記述も盛り込まれている。

DV は犯罪である。暴力というプロセスに依存し、強者が弱者を支配しコントロールしていくアディクション (嗜癖) の 1 つでもある。DV 法施行によって被害者保護がようやく緒についた感じであるが、現実には相談機関もシェルターも治療機関も少なく、避難してもまた家に帰ってしまうことを繰り返している被害者も多くいる。先般の内閣府の調査では、女性の 3 人に 1 人は DV 被害を受けていることが報告された。本書で述べられている医療機関の受傷時の早期発見は大切であるが、その前後の地域の保健や福祉機関などの気づきと被害者をエンパワメントするような対応スキルをもたなければ、再発や暴力の連鎖はなくなるだろう。DV と子ども虐待に、医療看護・保健関係者が積極的に関与しないと被害者・加害者の治療は進まない。福祉機関だけに任せてはいけないうる。

改正児童虐待防止法によって子どもの DV 目撃も心理的虐待の定義になった。これからは DV と子ども虐待はリンクさせて考え、施策や治療も進めなければならない。DV 被害者のカウンセリングやグループセラピーは、女性相談センターを中心に行われつつある。加害者治療も必要という認識が高まり、東京では DV 加害者治療プログラムのモデル研究事業が始まっている。育児不安や子どもを虐待する母親のグループセラピーは、市町村保健センターや保健所で検討され、実施も広がってはきている。しかし、まだまだである。虐待や暴力が次の世代に連鎖しないために、医療看護職・保健師は何をすべきか考えてほしい。

女性と子どもの命と人権を真剣に考えている読者には、是非一読をお勧めしたい。